

第3回大口町立中保育園民営化移管先法人選定委員会 会議録

開催日時	平成24年10月12日（金）午後1時30分～午後5時10分
開催場所	健康文化センター 1階 多目的室
出席者名 (選定委員)	●委員長：藤原辰志 ●委員：舟橋宣成 ●委員：渡邊弘和 ●委員：岩根佐代子 ●委員：大森 滋 ●委員：中野幸子 ●委員：藤田金生 ●委員：安田美代子
欠席者 (選定委員)	●副委員長：中西由美
次 第	1 あいさつ (1) 委員長 (2) 健康福祉部長 2 協議事項 (1) 大口町立中保育園移管先法人募集要項（案）に対する意見募集結果について (2) 移管先法人選定方法について 3 その他

(進行：福祉こども課長)

発 言	内 容
福祉こども課長	こんにちは。皆さん、お揃いですので、第3回目の大口町立中保育園民営化移管先法人選定委員会を始めさせていただきます。 それでは、初めに藤原委員長よりご挨拶お願いしたいと思います。 よろしくお願いします。

1 あいさつ

(1) 委員長

発言者	内 容
藤原委員長	改めまして、こんにちは。私、今日は大学から歩いて来まして、1時間かかりましたけど、来るときに色々な草花を見るんですね。今日一番目を引いたのは「酔芙蓉（スイフヨウ）」という花なんですが、皆さん、ご存知でしょうか。朝は白く、昼はピンク、夕方は赤くなるという花で、酒に酔っていくような感じの花なんですね。その花があちらこちらに咲いていました。そうやって色がどんどん変化していくわけですが、今日のこの会議も基本は変えずにいい議論をしながら、きちっといい変化ができればと思いますので、どうぞよろしくお願いし

	ます。
--	-----

発 言	内 容
福祉こども課長	ありがとうございました。次に大口町健康福祉部近藤部長がご挨拶申し上げます。

(2) 健康福祉部長

発言者	内 容
健康福祉部長	改めまして、こんにちは。本日で第3回の選定委員会の開催になります。皆さんには、毎回ご出席賜り、活発な意見交換をしていただいております。本日は、前回の会議で募集要項の案を作っていただき、その後、住民の皆さんからの意見募集を行い、結果、4人の方からご意見をいただいております。意見書につきましては、後ほど、事務局からご説明申し上げますので、ご議論をお願いしたいと思います。そして、その後のスケジュールでは、10月16日から募集要項の配布予定としております。まずは、本日の協議事項であります「募集要項（案）」に対する意見募集結果について」で、ご議論を頂き、まとまりましたら「移管先法人選定方法について」も意見交換ができればと思っておりますので、本日もどうぞよろしくお願いいたします。

2 協議事項

(1) 大口町立中保育園移管先法人募集要項（案）に対する意見募集結果について

発言者	内 容
福祉こども課長	それでは、協議事項に入る前に、副委員長は本日他用のため、ご欠席であります。事前に意見書に対するコメントを書面にていただいておりますので、後ほど、ご紹介したいと思います。＜配布資料の確認＞ それでは、議事進行につきましては、委員長さんをお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
藤原委員長	それでは、協議事項（1）ですが、この募集要項（案）に対する意見が4通届いています。それを含めて、資料の説明等を事務局の方からお願いします。
福祉こども課長	まず、募集要項（案）ですが、前回、ご議論をいただき、修正したものを添付させていただきました。この案を基に意見募集をしておりますが、再度、委員の皆さんにご説明申し上げたいと思います。 まず、資料1ページの「1 民営化の目的」のところに【大口町の保育方針】を追記しました。これは、大口町の子どもたちを育てていく上での根底となる部分は明記すべきだというご意見から、保育方針を共有して欲しいというものでございます。続きまして、5 ページ

	<p>のところの（19）ですが、合同研修への参加についてです。これも以前は「保育士」の限定表記になっていましたが、調理員なども含めるという解釈で、「保育士等」という表記に改めました。次に8ページの「2-③」を追加しました。これは、現在、それぞれの園が所有しているであろう「保育の計画<保育課程又は教育課程>」をご提出いただくこととし、⑦では、これも現在も所有されているであろう入園のしおりやパンフレットなどを提出していただきながら、自園の活動をご紹介いただくこととしました。それと、「3-⑦」として「延長保育について」の表を新たに追記しました。それから15ページになりますが、現在の園児数とそれに対応する実職員数を把握したいということで、表の中に組み入れました。次に20ページの「保育目標について」のところの「保育園のしおり」ですが、この「しおり」の内容については、ホームページからも閲覧ができるようにしましたので、その文言を追記しました。最後になりますが、24ページの上段に「延長保育について」の記述欄を設けさせていただきました。以上が、委員の皆さん方から出たご意見を基に加筆修正をした箇所になります。</p> <p>続きまして、資料26ページ以降ですが、募集要項（案）に対する意見募集をしたところ、4名の方からご意見を頂戴いたしましたので、一通り、朗読させていただきます。</p> <p><4名の意見書朗読></p> <p><副委員長の書面によるコメント朗読></p>
藤原委員長	<p>まず、私どもの守備範囲の整理をしなければなりません。ご意見の中でも、すべてが選定委員で議論すべきことでもないように思います。副委員長のコメントでは大きく分けて2点について、お考えを述べていただいておりますが、その他の委員の方はいかがでしょうか。</p>
委員	<p>まず、26ページの意見書ですが、1と2は委員会で議論すべきことではないと思います。3については、委員会の方で回答をすべきかと思えます。それから27ページですが、（1）から（4）まで議論すべきかなと思えますが、（5）（その他）はここで議論することではないのかなと思えます。28ページの方は、中段より少し下に書いてある「6」の4行目「心配なのは…」という部分かなと思えます。29ページの方は、3つありますが、3つとも議論すべきかなと考えますが、いかがでしょうか。</p>
藤原委員長	<p>他の委員の方、いかがでしょうか。</p> <p>それでは、欠席委員の方のコメントを参照して、意見交換をしていきたいと思えます。</p> <p>まず一点目ですが、「園長の保育実務経験10年で園長という役割が</p>

	果たせるのか」という件ですが、何かご意見ございますか。 コメントの中には、公立園では10年程度で園長というのは考えにくいのですが、民間園ではあり得る話ということですが、いかがですか。
委員	一般の民間保育園ですと、どれぐらいの方が園長をお勤めなのでしょうか。
委員	一概には言えないと思いますね。若い園長先生もいらっしゃるだろうし、ご年配の方も当然いらっしゃると思います。
委員	30代そこそこの園長は、なかなかお見受けしませんかね。
委員	町の場合は、経験年数もありますが、人事、昇進の関係があると思いますから、一概に比較対照はできないと思います。
委員	公立の場合は、年功序列的な要素もあると思います。ただ、その年代層に保育士がいないと、若くして園長になるということはありませんから、聞いた話では、20代や30代でも園長になられた方はいます。また、園長になるには研修などを含めた様々な経験を積むことも大切なので、概ね15年から20年ぐらいの経験はあった方がいいのかもしれないですね。一般的にご自身が結婚をして、子育てに目途がついた年代というものも考えますと、15年ぐらいが妥当かなとも思います。あまり若い園長ですと「若い」というだけで、親の信頼感も得られにくいということもありますからね。
委員	私は、欠席委員の方のコメントに賛同します。経験年数が長ければ、質が保てるかということ、それは一概には言えないと思います。保育経験だけでなく、違う分野での経験、プライベートでの経験をいかに積んでおられるのかということもかなり大きなウェイトを占めると思います。なので、ある程度の経験ということで10年は妥当だと考えます。
委員	私も年数が長ければいいということではないと思います。やっぱり「人」なので、人を選ぶ時には、年数とか数字で明らかにしなければいけないこともあるかもしれませんが、こうやって法人を募集し、応募してくるところが例え10年やっているからといって、何も知らないようないい加減な人を候補として挙げてこないと思います。なので、最低10年以上の経験ということなので、私もこのままでいいように思います。例えば、学校現場をみても、若い人が増えてきて、学年主任なども一昔前は50代が主でしたが、今はもう30代でなられる方もいます。そういう若い方は、ある意味、アイデアが豊富だったり、今までのものを踏襲しないでやっていけるという新しい感覚をお持ちの方もみえるので、年数だけに固執するのはどうかと思うのですが、いかがでしょうか。
委員	「10年以上の保育経験を有する者として」の後を着目して欲しいの

	ですが、「かつ、園長又は主任保育士相当の経験を有する者を…」とあります。なので、「10年」年数にこだわるのではなく、「かつ、…」以降の文章で十分、読み取れると思います。それで、十分だと私は思いますので、そのままでもいいのではないのでしょうか。
委員	一般的にみても、10年で十分かと思います。
委員	例えば、この10年以上という表記を20年にした場合、民間園からみて、ハードルが高いものになるのでしょうか。厳しいものになるのか、それぐらいのことならやれる範疇なのか、いかがでしょうか。
委員	たぶん、今の保育園や幼稚園の現状をみると、20年以上の先生方を有しているところは増えてきていると思います。それは、働きながら職務に就けるという様々な環境が整ってきているとも言えると思います。なので、決して年数だけではないことも理解できますが、私は「概ね20年」という表記でもいいのかと思います。
委員	実際に保育経験がない方が施設長や園長をしてみえるところもありますよね。そうしますと、その園は園長代理や園長補佐のような方が実質的な園長だと思いますが、そういった方々の経験年数はどれぐらいなのか。
委員	大体、10年から20年ぐらいだと思います。
委員	公立保育園の園長になる年齢が高過ぎるということはいえないでしょうか。「公立」が基準ではないと思います。逆に校長先生などが退職後に幼稚園の園長になったりすることもありますけど、別の意味での経験年数がありますので、一概には言えないと思います。保育経験はなくても、別の経験で補えることもあるのではないのでしょうか。
委員	ここで言う「保育経験の有する者」というのは、「保育の実情に明るい人」という意味ですよ。だから、それを分からずして、いきなり来るような人では困るということです。だから、私は10年という数字にこだわる必要はないと思いますが、「概ね20年」ということに変更してもいいとも思いますが、いかがでしょうか。
委員	先程もお話しましたが、民間が重荷にならなければ、いいと思います。
委員	「概ね20年」にしたとしても、数字にこだわるのではなく、幅を持たせた解釈ということですね。
委員	今まで「10年以上」だったのが、いきなり「概ね20年」にガラッと変わることに違和感を覚えますが…。10年が20年が変わるということは大きなことだと思いますが。

委員	ただ、出されたご意見により、議論をした結果、変更をした方がいいだろうと判断した場合は、それもあリかなと思います。保育の質をみるときの一つの尺度が「経験年数」という捉え方もあると思います。今までの中保育園の園長が30年程の経験者から10年程度の経験者になることもどうかと思われますので、不安を覚えることも理解できますよね。
藤原委員長	では、本件について、委員会としての結論は「概ね20年」ということにしたいと思います。 続いて、「一定以上の保育経験がある保育士というのは具体的にどのようなものなのか」という件ですが、これについてはどうでしょうか。
委員	これはこの解釈でいいと思います。
委員	私もこのままでいいと思います。大口町の保育方針を共有することも記述しましたし、ある程度の経験年数を考慮すればよいかと思います。
委員	「一定以上の」という表現が具体性に欠けると言われますが、逆に具体的に書くのも困難ですし、そこまで事細かくは網羅できないと思いますので、ここはこの表記である程度の経験年数のある保育士をリストに挙げているかどうかで解釈したらいいと私は思います。
委員	その下に「保育士の配置については、年齢的バランスを考慮すること。」とありますので、これと合わせた形ですね。ですから、2、3年の保育経験の方ばかりを投入してくることは、当然、年齢的バランスを欠くこととなりますので、この文言でこれはクリアできないでしょうか。
藤原委員長	そうしましたら、皆さんが言われましたようにこの表記につきましては、このままにさせていただきます。 現在、中保育園では正規保育士8名、臨時保育士が10名とのことですが、保育士の配置に対する町の考え方はありますか。
福祉こども課長	クラス担任については正規保育士を配置できるようにしています。ただ、産休・育休の代替職員としては、担任を持つわけですが臨時保育士を一部配置しております。要項上は、正規保育士が何名で臨時保育士が何名とまでは謳っておりませんが、今後、法人との協議の中で現状程度の正規保育士の配置は求めていきたいと考えております。
藤原委員長	「応募者資格要件について、中保育園開園と同等の実績を持つ法人とすること」というご意見についてはいかがでしょうか。
健康福祉部長	町の歴史を紐解きますと、昭和25年に北小学校、南小学校に併設しまして、保育所が設立されております。ですから、歴史の面から見ますと約60年間の歴史があるということになります。
委員	日本の保育所の設置状況からいきますと、60年の歴史をもっている保育所というのは、ごくわずかだと思います。戦後間もなくの保育所はとても少なかったです。今の数になったのは、1985年以降です

	ね。なので、60年も前のことですし、ご意見の趣旨が読み取れませんが、歴史というよりは中身を重視して選定していきたいということですね。そういう意味合いからも、財務状況を含めて法人の状況が分かる様々な資料の提出を求めて、それを見ていきたいと私は思いますね。
藤原委員長	職員の質について…正規職員の質が 3.8…云々のご意見ですが、派遣も含めていかがですか。
福祉こども課長	派遣につきましては、今年度の予算で保育士派遣業務委託料という項目で予算措置してあります。これは、比較的、雇用確保が難しい延長保育の「早番」「遅番」というところの業務委託です。なので、町として派遣業務の導入を必ずしも否定するものではないと考えておりますので、申し添えさせていただきます。
委員	それは派遣ありきという話ではなくて、緊急的な雇用という側面が大きいわけですね。なので、常態化した中での派遣については認めることはできませんが、緊急かつ一時的なことであれば、あえて派遣についての文言を入れる必要はないと思います。移管を受ける法人としても、保護者の信頼を得るためには、当然、優秀な保育士を配置することは考えるべきことであり、保育士の配置に対する考え方は法人の裁量に委ね、その点を見極めていくことが選定委員会の役割であると思いますね。
藤原委員長	統合保育、給食の質については、募集要項の中に含まれていますのでよろしいですね。
福祉こども課長	委員長が言われますように、統合保育については募集要項案の6(9)、給食については6(12)でそれぞれ謳ってあります。
藤原委員長	そうですね。事務局の方でこの意見募集に対する回答の考え方みたいなものはお持ちですか。
福祉こども課長	まずは選定委員会で協議すべきものなのか、またそうでないかを判断していただき、ご意見を個別に羅列し、「意見」と「回答」というような形でまとめられればと思います。あくまでも選定委員会で協議していただくということですので、それらをご一任したいと考えています。事前にお聞きしていたことも含めて、皆さんのお考えをまとめ、この会議中にまとめたものを配布し、確認できればと思っています。
藤原委員長	パブリックコメントに対して答えていないのではないかと問われるよう、漏れのないように協議していきましょう。
福祉こども課長	委員さんの最初のご意見や今の議論にもありましたように、一つの質問に対する回答として、委員会で協議すべきものではないものと判断したため聞きおくこととする、ということも答えになるのではないかと思います。そして、先ほど委員さんが仰ったように、「これは委

	員会で議論するべきもの」と了解いただいたことについては、先ほどの結果をまとめるということにすればいいかと思います。
委員	意見書中の（５）で定員数に対して部屋数が足りないということについて、どういう状況か教えてください。
委員	<p>中保育園の現状を言いますと、0、1、2歳児で合計26名在籍しております。内15名が今までの未満児室を使っております。内11名が幼児用の部屋にカーペットをひき、使用しております。年長組の1組が遊戯室に間仕切りをし、ロッカー等を準備して活動しています。26人一度に同じ部屋でも、間仕切りをすれば、十分生活できる部屋の広さではあります。しかし、満1歳を迎えて入ってくる子と、3歳を迎えた子と結果的に2年、年齢が離れている中で、一緒に生活をする危険性も生じるため部屋を分けているだけで、部屋の環境を来年度は工夫すれば、保育に遊戯室を使う必要はなくなるのではないのでしょうか。</p> <p>実際26名いる中で、去年の途中まで一緒に保育していましたが、年齢差を考えて部屋を変えました。来年度は、部屋の環境を考えれば、遊戯室を使わないでも保育できるのではないかと考えております。去年は2歳児組が遊戯室を途中から使い始めたのですが、階段の上り下りとか緊急性のこと等を考えると、年齢的に2歳児は下の階の方がいいでしょうし、5歳児なら避難するにしても、トイレひとつとっても5歳児は1人で行けますが、2歳児は階段が危険ということで、今年度は下の階にしています。</p>
藤原委員長	県の監査で、児童福祉施設最低基準に抵触して、「詰め込み状態」という指摘はありませんでしたか。
委員	今年度は、中保育園を指定で県に監査をしてもらいましたが、そういう指摘は受けておりません。
藤原委員長	<p>この意見をくださった方の見解である「詰め込みで危険を感じる」という事柄については、そういった思いには個人差があるわけですから、客観的な県の監査での指摘事項にはならなかった訳ですし、保育長から見ても危険を伴うものではなく、安全な環境である、というご意見でよろしいですね。</p> <p>もう1点、3（1）（ウ）契約を解除した後どうなるのか、という意見についてです。契約解除以降は、本来、選定委員会の取り扱う範囲ではないと思うのですが、どういう扱いをしたらいいのでしょうか。</p> <p>「（ウ）次の場合は、契約を解除します。」とあり、aからはeについて該当した法人については、契約を解除するという事となっています。我々は契約違反をしない法人を選ぶ訳ですから、ここで、契約違反がある場合はどうするかということについて議論するわけではな</p>

	<p>く、我々は契約違反をしない法人をしっかりと選ぶことをしなくては いけない、責任ある立場ということだと思います。このような見解で よろしいでしょうか。我々の務めはしっかりと契約違反をしない優良 な法人を選び、大口町の保育の質をさらに高める、民間活力を発掘し ていただけることを信じて選定をします。募集要項の3（1）（ウ） について検討する事項ではないという回答をしたいと思います。 協議事項2について入っていきたいと思いますので、事務局の方から 提案をお願いします。</p>
福祉こども課長	<p>今までの議論を担当職員がまとめに入りますので、会議の最後に皆さんに確認していただきたいと思います。先ほど申し上げましたように、意見に対する選定委員会の回答としてお出ししますので、直したものを再度見ていただき、委員会の回答としたいと思います。</p> <p>協議事項の2、移管先法人の選定方法について、ということでご議論いただきたいと思います。選定方法ですが、今のところのスケジュールですと、まず1次選考の後、2法人に絞り、それぞれ運営園の現地を見た上で、最終選考という2段階での選考方法を考えております。問題は、選定方法についてですが、先進地事例をみますと、大きく分けて2つございます。それは、投票方式を採っているところと、評価項目を設けて採点し、点数を積み上げ、点数の多いところに決める採点方式を採っているところとです。本選定委員会として、選定していく手法をどのようにしていくかご議論していただきたいと思います。例えば、2回とも投票方式、2回とも採点方式、あるいは1回目は投票方式、2回目は採点方式、あるいは逆の方法の4パターンが考えられると思いますが、その他にあればご意見を出していただきたいと思います。この件について、まずご議論していただきたいです。</p>
藤原委員長	<p>前回は話題になった議題ですが、選定方法についてみなさんのご意見をお聞かせ下さい。</p>
委員	<p>私は採点方式がいいと思います。採点方式だと、選定する時に、何を大事に選んでいくかということの数値化しますので、公開する場合も、わかりやすいのではないかと思います。</p>
委員	<p>それは初回からですか。例えば、100法人など、1次選考に多数応募してきた場合も、全て採点していくのですか。</p>
委員	<p>そこまでは考えていませんでしたが…。</p>
委員	<p>採点方式にし、可視化することも大事ですが、今申し上げたのは、最初から採点にするか、何か所かの法人に絞り込んだ後、採点し、公開していくのかということです。</p> <p>江南市の場合、採点方式で、項目ごとに例えば、安全管理についてはどうかとか、全ての項目について点数をつけていきます。すべての項</p>

	<p>目で比較し、選定しますので、決定した方も選定された方も納得のできる方法だと思えます。</p> <p>最初は思い切り絞り込んだ後に、採点方式をとるのがいいのではないかと思います。皆さんどうでしょうか。</p>
委員	<p>健康文化センターの指定管理者を選ぶ際は、最初から7法人の応募でしたので、最初から採点方式をとりましたが、たくさんの応募があった場合は、採点方式をとるのは大変だと思えます。ですので、ある程度絞り込んだ後に、採点方式をとるのがいいと思えます。</p>
委員	<p>たくさん応募があると大変でしょうし、ある程度絞り込んでやった方がいいと思えますが…</p>
委員	<p>応募数が非常に多い場合は、投票ということを考えないといけないでしょうし、応募された法人にある程度の答えを出してあげるために採点をしてあげることが、相手にとって親切だと思えます。園の運営について、このように評価します、と、公開するしないに関わらず、ある程度分かるものを作ってあげるといいと思えます。たくさんだと難しいですが…。</p>
藤原委員長	<p>他の委員さんどうでしょうか。</p>
委員	<p>選定委員を引き受けた以上、責任をもって選定したいと思うと、採点方式がいいと思うんです。その結果、点数を見て、この法人が何を頑張っているかと判断したり、おかしな点について言えると思えます。法人の数が少なければ、最初から採点でいいと思えますが、10も応募法人があると細かくなって混乱しますし、事務的にも煩雑になってしまいます。ある程度事務局でつかんでもらい、事務局の判断で4・5法人までは採点で、それを超えたら別の方法といった案はどうでしょうか。</p>
福祉こども課長	<p>案としてではないですが、スケジュールを組む際に少し想定しました。第1次プレゼンテーションの日程を2日間とりました。2日とも半日ずつですので、仮に1法人1時間と考えると、1日4法人、2日で8法人が限界かなと思えます。応募する法人は4～8つくらいの間じゃないだろうかと事務局では思っています。本当に、20も30も応募があるとプレゼンの方法も考えないといけないかなと思えます。</p>
委員	<p>20～30も応募があると、初めは書類審査ではないでしょうか。</p>
福祉こども課長	<p>先進地事例では、確かに応募法人が多数来ると、書類審査である程度絞り込んでいる市町もありますので、このやり方も一つの提案としてあり得ることだと思えます。</p>
委員	<p>大学の教員採用にもたくさん応募が来るのです。30数名の応募があって書類審査で2名まで絞りこみました。そこで、「残念でした」という回答をしても、不服申し立てといったことはありません。</p>

	8つまで、ということが妥当かということですが、できれば4つくらいがいいのではないのでしょうか。
福祉こども課長	参考までに11月2日に中保育園現地視察を予定しております。応募予定のある法人は出席してください、としておりますので、11月2日の段階である程度法人の最大数は判断できると思います。見に来た結果、結局応募しない法人もあるとは思いますが、見に来なかった法人は応募できないようにする仕組みを考えております。
藤原委員長	11月2日の現地視察にきた法人がエントリーできる仕組みとはどんなものなのでしょうか。
福祉こども課長	来週、募集要項を掲示しました、という案内文を愛知県等の法人に通知をする中で、11月の現地視察及び説明会の案内にも少し触れる予定です。その中で、法人募集に応募される法人は11月の中保育園の現地視察及び説明会には必ず出席してください、という条件を付ける予定です。現地視察及び説明会に来ないところは、募集には手をあげてこない、とさせていただこうと思います。
藤原委員長	今の文言は募集要項にも記載されていますか。
福祉こども課長	募集要項には載せませんが、週明けに出す募集要項の案内には載せようと思います。
藤原委員長	結構、重要な案内ですが、募集要項に載せなくていいのでしょうか。もし、募集要項しか読んでおらず、案内を見落としたり、「そんなこと募集要項のどこにも載っていない」というクレームにつながらないのでしょうか。
委員	募集要項の10番に書いてありませんか。
福祉こども課長	10番にはその旨は記載されていません。募集要項には、日時と申込依頼しか記載しておらず、先ほど申し上げたように、「説明会及び現地視察に行かないと応募できない」という旨は要項には記載しておりません。
藤原委員長	10番で記載されている「参加を希望する法人」とは、施設見学及び説明会参加を希望する法人ですから、「応募する法人」とはなりません。募集要項に併せて載せた方が間違いがないと思います。
福祉こども課長	分かりました。そういったやり方で準備していきたいと思います。
藤原委員長	それでは、議題2については次の方法でいきます。たくさん来た場合は、1回目は書類選考をし、最大8法人に絞り込みます。その後、絞り込まれた法人については、プレゼンテーションをしてもらいますが、その時の選定方法は、採点方式とします。内容については、ホームページ等で掲載するというところでどうでしょうか。選定方法については、

	項目ごとの採点方式にするということで皆さんのご意見は一致したと思います。
福祉こども課長	そうすると募集要項8の移管先法人決定までのスケジュール（6）一次選考のプレゼンテーション方式の前で、11月16日までに8法人以上、申し込んできた場合は、8法人までに書類選考で絞りこむということによろしいですか。
藤原委員長	1次選考を書類選考とし、2次選考としてプレゼンテーションにするということです。応募法人が少なければ、1次選考である書類選考は全部通し、2次選考としてプレゼンテーションを行うということです。
福祉こども課長	我々が素案として考えていたイメージとしては、何法人あるかは別として、1次選考で申し込んできた法人全てがプレゼンテーションを行い、そこで2法人に絞ります。その2法人に対し、2日間で（7）現地訪問をし、最終選考で2法人のいずれかを選ぶ、というイメージでいたのですが、今のご意見ですと少々変わってきますね。申込が11月12日から11月16日まで受け付け、そこで何法人だろうが書類選考をするということによろしいでしょうか。
藤原委員長	大勢応募があるということを想定した際に、最初からプレゼンテーションを全法人が行おうとすると、とても時間的に間に合いません。8法人以上応募があった場合は、書類選考で絞りこみをしなければいけません。その後、絞りこんだ法人がプレゼンテーションをし、2法人に絞り込んでから現地訪問をするということです。
福祉こども課長	そうすると、ここで「申し込みが8法人以上の場合、一次選考の前に書類選考をする」と記載しないといけないということでしょうか。
委員	今のお話を聞いていますと、「書類選考」＝「一次選考」ということではないでしょうか。
委員	普通は一次選考が書類選考ですよ。
委員	数にはこだわらず、何法人来ても一次選考として書類選考を行えばいいと思います。
福祉こども課長	1次選考で、何法人かに絞って、絞った法人がプレゼンテーションをする、ということですか。
委員	1次選考で法人を絞るのも、応募法人が多ければ絞ればいいし、少なければ全員通すのもいいと思います。
福祉こども課長	1次選考通過者に対する現地訪問も、最初は2法人くらいに絞ろうと思ひ、2日間用意していましたが、ある程度、書類選考で、何法人までに絞るかということも委員会で決めてもらえばスケジュールがたてやすいように思われるのですが…。
藤原委員長	逆にするんですよ。最終の現地訪問をするのは2回にする、プレゼンテーションは最大8法人までにするとしておけばいいんです。書類選

	<p>考のところで何法人までに絞るとかは記載する必要はありません。書類選考である1次選考で絞り込まれた法人が、2次選考でプレゼンテーションを行い、そしてその中で、選ばれた2法人が現地訪問をする、というかたちにすればいいと思います。</p>
福祉こども課長	<p>そうすると要項のスケジュールの中にどこかに書類選考を入れなくてははいけませんか。プレゼンテーションは行うということでいいですか。</p>
委員	<p>プレゼンが2次選考で、2次選考通過者が現地訪問をするということですから、現在1次選考としているプレゼンテーションが2次選考になるということですよ。1次選考（書類選考）という記述をどこかに入れればいいのではないのでしょうか。</p>
福祉こども課長	<p>少々先走りますが、次の11月20日の委員会を書類選考というスケジュールにしなければ厳しいのではないのでしょうか。プレゼンテーションを予定通り24日に行おうとすると、16日の締め切りから24日の間に書類選考をしなくてははいけませんね。20日で決めて、24日に来ていただくというのは法人側にとってタイトなスケジュールになるような気がします。</p>
委員	<p>ここにプレゼンテーションの日付は明記してありますので、応募する法人はプレゼンテーションが24日にあると日程的に理解できます。応募する側は、自分が通るものだと思って応募しますので、日程として開けておくと思います。書類選考という言葉が入っていれば、書類選考で落ちたという通知が来ても、理解できると思います。</p>
委員	<p>(5) 申込受付期間と(6) プレゼンテーションの間に新たに(6) 一次選考（書類選考）が入り、プレゼンテーションが(7) 2次選考になりますね。</p>
委員	<p>私の経験でいくと、書類選考を行うと、アピールするための書類をしっかり作ってみえる法人が多いので、書類選考で落ちてしまうと、かわいそうに思えてきます。今回どれだけの法人が応募するか分かりませんが、プレゼンテーションの為に資料にかなり労力をかけてみえる法人も多いと思いますし…。</p>
藤原委員長	<p>8法人以内になるとは思いますが、予定はしておかないと。多数来るという想定はしておかないといけませんね。エントリーされる法人に感謝の念を抱きながら、タイトなスケジュールはもともと決まっている訳ですから、我々が選定委員会としてできる最大限の対応ということになると思います。</p>
福祉こども課長	<p>確認しますが、当初予定していた4回目の11月20日の選定委員会が書類選考の日になるということですね。2次選考であるプレゼンテーションに参加できる法人は最大8法人を目安とし、書類選考をします。従来、1次選考としていたプレゼンテーションを2次選考とし、</p>

	<p>2法人に絞って現地訪問をし、最終選考をするというかたちにするということですね。要項8移管先法人決定までのスケジュールは、(5)の後、(6)に書類選考平成24年11月20日(火)を入れ、プレゼンテーションが(7)2次選考となり、以下(8)、(9)とずれこむというかたちでよろしいでしょうか。そうすると、書類選考の評価の仕方も採点方式になるのでしょうか。</p>
藤原委員長	<p>多数応募があった場合は、投票で8法人までに絞り込みますが、絞り込んだ法人に対しては採点方式とするということはどうでしょうか。先ほど委員さんが仰ったことは貴重なことで、応募書類作成の努力は大変だと思いますが、よりいい法人を選びたいですし、我々の力量の限りもごさいますから、その中で選ばさせていただくためには、仕方がないことだと思います。では、移管先法人の選定方法はこれで決定させていただきます。</p>
福祉こども課長	<p>それでは、最初は投票で、最終は採点、というご意見にまとまりましたので、採点に向けての協議をしていただきたいと思います。全く資料がない中で、ご議論をいただくことは難しいので、事務局で素案と言いますか叩き台を作成させていただきましたので、これを基にご議論していただきたいと思います。</p> <p>それでは少々細かくなりますが、他の自治体ではどこもきめ細やかな採点表を作成しておりますので、先進地事例を参考に採点表を作成させていただきました。これにつきましては当初は今日少し説明させていただき、若干の議論をしていただいて、次回決定していただくようと考えておりました。しかし、次回が書類選考ということになりますと、次回決定するのはどうかとは思いますが、今回これだけのボリュームがあるものを全て決定するのも厳しいかなとは思っています。とりあえずご用意させていただきましたので、説明させていただきます。</p> <p>始めに、移管先法人選定方針というものを作成しました。</p> <p>(選定方針(素案)朗読)</p> <p>続きまして、移管先法人の選考基準について説明させていただきます。</p> <p>(移管先法人選考基準(素案)朗読)</p> <p>以上が選考の基準を羅列したものとなっています。採点する目安として作成しました。最後に、今の選考基準に基づいた評価項目を左4つにあげ、優秀、やや優秀、普通、やや劣る、劣る、の5段階評価で配点をしております。それぞれ配点率が異なっておりまして、(1)法人の経営状況については、100点満点のうち配点20点、それ以下はずっと4点となっておりますが、次のページに進みますと、保育所事業①が配点24点、3保育事業内容等が配点24点となっております。この中で、〇×としてあるのは、やっているか、やっていないか</p>

	<p>ということですので、配点からは外しております。このようにまだまだ叩き台の段階です。当初申し上げましたように、今回は説明をさせていただいて、少しご意見をいただく中で、前回の素案と同じように、次回に内容を固める予定でした。プレゼンテーションが11月24日ですので、最悪20日の段階で確定すれば、24日のプレゼンテーションでこの採点表が使えると思い作成しました。</p>
藤原委員長	<p>ありがとうございました。いくつかご意見があると思いますがいかがですか。</p>
委員	<p>選考基準の素案の中にある、施設長とは園長ということですよ。</p>
福祉こども課長	<p>そうですね。</p>
委員	<p>「施設長は児童福祉と施設運営に対して熱意のある者で3年以上の勤務実績を有する者」とありますが、先ほどの「園長は概ね20年の経験を持つこと」とした議論とはどのような関係があるのでしょうか。</p>
福祉こども課長	<p>ここでいう3年以上とは俗にいう最低基準の表現を引用しました。今回、大口町の募集要項に関する選考基準ということであれば、募集要項とリンクさせる選考基準にしてもいいかと思います。</p>
委員	<p>募集要項の応募書類の中で、施設長の経験年数は把握できるのでしょうか。</p>
福祉こども課長	<p>要項の15ページ「保育所または幼稚園運営の状況」を見ていただくと、一番下の注意事項に「施設長及び主任保育士については、履歴書を添付してください。」と書いてあり、ここで把握はできるのかと思っております。</p>
委員	<p>最後に記載されている、「移管保育園に勤務している臨時保育士、調理員について、積極的に正規（常用雇用）職員に採用する職員配置計画になっている。」というのも、応募書類で確認できるのでしょうか。</p>
福祉こども課長	<p>これは聞き取りになるかと思えます。聞き取りの部分も、若干基準には入ってはあります。</p>
委員	<p>この評価表を見ると、ここにいるメンバーで、点数のばらつきはほとんど出ません。例えば、経理状況については、我々は素人ですから判断できません。専門的識見をお持ちの委員さんのご意見を基に、我々はそれを拝聴し点数をつけることとなります。例えば、「主任保育士は10年以上の経験者としている」について、やっているか、やっていないかということでは、「やっている」であれば皆同じ点数になります。ある項目についてやっているか、やっていないかということは事務局でも応募書類から機械的に判断できる訳です。ですから、私が言いたいのは、自由記述となる応募理由及びアピールしたいことや、事業計画書について我々が読んで、項目ごとに採点した方がわかりや</p>

	すい、ということです。応募書類をみて明らかに比較できるものは事務局で採点し、委員会に報告していただいた上で、自由記述部分等や事業計画書の項目については、各委員で採点する方が、委員会の意思を反映することができると思います。
委員	職員の配置計画や保育所運営については、結局、皆、点数は一緒になってくるような気がします。
藤原委員長	皆様のご意見を確認してからの判断にはなりますが、結論として、評価表の選定基準については、もう一度検討しなくてはいけないと思います。皆さん全員が揃えれば一番いいですが、それが難しければ、ある日時に集まれる方に一任をした上で、決定した方がいいと思います。 委員の皆さんどうでしょうか。
委員	書類を見ると、自由記述から読み取れることがどこに反映されるのか、書く欄がないんです。保育指針として出てきたものをどこまで捉えているのか、大事にしているのかということがこの評価表には書かれていないので、この採点項目を入れていく作業が必要になると思います。具体的な事をいえば、安全管理はどこまで配慮がなされているのかなど、そこも数値化することができるようにした方がいいと思います。
委員	応募してきた法人は募集要項に書いてある事を少なくともクリアして応募してきているので、点数にばらつきはあまり出ないように思われます。
委員	保育園の運営の面を評価するという部分では、提出された応募書類の採点があってもいいのかなと思います。
委員	それはまず、事務局でチェックし、募集要項の中の要件を事務レベルでOKが出たものに対し、その中で優劣を決めます。そのために、この選定委員会があり、委員の方が使う採点表を作る必要があると思います。よって、募集要項の内容チェックは事務局で行ってもらう必要があります。
委員	募集要項の内容に関する採点も大事なことで、これは最低限クリアされていなければいけません。その上で、どこを基準として選んでいくかという採点基準があると思います。ここで出ている項目で、自由記述で出されているものについて、独自の採点基準というのが作られていくのがいいと思います。
藤原委員長	素案に掲載されているような、応募要件を満たしているかの審査基準を事務局でチェックし、我々選定委員会は、選定の書類の自由記述について審査する、ということよろしいでしょうか。その他のご意見ございますか。
委員	おっしゃる通りだと思います。素案の採点表は、誰がやっても結果は

	一緒だと思いますので、全員でやらなくてもいいと思います。しかし、自由記述はたくさんありますよね。自由記述の部分を読み込み、伝わってくるものを採点したいと思います。
委員	全く同感です。また、【3 保育事業内容等】（1）保育事業②休園日の中で、年末年始がお休みになっておりませんので、加えていただいた方がいいと思います。
委員	この事務局で審査する際の評価表というのは、募集要項に合わせたものにした方がいいと思います。
委員	細かいことになるんですが、募集要項に書かれていることと、評価表に書いてある事は同じ言葉づかいをしていただいた方が分かりやすいかと思います。「施設長」という言葉と「園長」という言葉が併用されていましたので、どちらかに統一していただいた方が、見る方としてもがいいと思います。保育園の場合はどちらを使いますか？
委員	「園長」ではないでしょうか。「施設長」は介護施設などでよく使いますね。
藤原委員長	他の委員さんどうですか。
委員	採点基準は、評価表が基本となるのですが、言葉の使い方が気になりましたし、自由記述のところで、採点のできるようなチェック表があるといいとは思いますが。
委員	今、ここで上がっている素案は、書類がきちんと整っているかという採点表ですよ。私達としては、「法人がどういう考えをもっているか」ということが見たいです。
福祉こども課長	自由記述の項目について、採点をということですが、自由記述の項目について、採点をする上で基準を用意しないと難しいということですか。直感で5段階評価をするというような安易なものでは難しいということですか。大項目があって、その基準までも用意をした上で採点していただかなくては難しいということですか。
健康福祉部長	5段階をどう分けるかという個人差もありますが、今申し上げているのは、目線をどうするかという問題です。例えば、保育方針について、園がどういう考え方をもっているか、委員の皆さんに同じ目線で採点してもらった方がいいのではないのでしょうか。ただ書いてある事について「いい」「悪い」と判断するのか、「大口町のこういう考えに沿っているからいい」とするのかという考え方に対する目線の話になります。
藤原委員長	目線の話ですね。我々を選定委員として選んでいただいたということを考えれば、その面を信用していただくことに尽きるのではないのでしょうか。細かく決めると自由な裁量で採点できなくなります。例えば、大学の試験でレポートに関する採点では、自分の中で、いくつかの項

	目がちゃんと押さえてあるか、ある項目についてどう表現されているかを見て採点します。皆さんそれぞれ、ご自身の中で採点していただけたと思います。
委員	「・・・について」とか、大見出しだけでもいいかと思います。
藤原委員長	私はそれでいいと思いますが、皆さんはどうでしょうか。
委員	目線をそろえる、という話でいきますと、4法人ありましたら、全て法人に対して自分の基準で採点していきますので、各委員さんの基準がそれぞれ異なっても、A法人とB法人にとって、どちらかが不利になるということはないと思います。最も高い点と低い点については除いて採点するという事です。
委員	基本方針としては、以前、民営化の目的にも入れていただいた「大口町ではこういう子を育てていきたいんだ」ということを皆が理解して採点する事だと思います。個人差があるとすると、「自分の子を通わせるなら」という目線でみる方もいますでしょうし、「自分が働くなら」という目線でみる方もいますでしょう。しかし、全ての法人に対して、それぞれの見方で同じ目で複数法人を見るので、細かい基準はいらないのではないのでしょうか。
藤原委員長	今のご意見をお聞きしてどうでしょうか。
福祉こども課長	事務局の中でも評価表については複数案持っておりまして、今のご意見に近い案も持ち合わせております。もう一度、委員会をという話もありましたが、すぐにご用意できますので、お持ちしたいと思います。また、議題1号の回答案が出来上がりましたので、皆さんにご覧いただきたいと思います。
藤原委員長	今、配布していただいて、皆さんが回答をご覧になっている間に、素案を出していただきましょうか。
福祉こども課長	ご用意するのに、5分程かかりそうです。会議も2時間経ちましたし、その間休憩にさせていただいてもよろしいでしょうか。
藤原委員長	では、そのようにしましょう。
	<休憩>20分程度
藤原委員長	それでは、事務局の方で取りまとめでいただきましたので、読んでいただきましょうか。
福祉こども課長	それでは短い時間の中での取りまとめでしたが、基本的には4名の方のご意見に対し、一問一答形式で作成をいたしましたので、よろしくお願い致します。<別紙朗読と表現方法等修正>
委員	意見に対する回答の他に、ご意見をくださった町民の方に対し、お礼の文言も入れておきたいと思いますがいかがでしょうか。私たちも当然、一生懸命取り組んでいくわけですが、ご関心を示し、よりいい民営化に向けたご意見に対してもしっかりと耳を傾け、受け入れていき

	たいと思います。
藤原委員長	それでは、そこら辺を踏まえて、再度、事務局で微調整等をお願いしたく思います。では、最後ですが、採点表の素案ということで議論したいと思います。
福祉こども課長	これは議論するためのまったくのたたき台ですので、ご承知おきいただきたく思います。まず、保育の部分については、自由記述のところにある程度対応しているのかなと思うのですが、職員・法人のところについては、多少見直すべきかなと思っています。
委員	このたたき台はいつの時点でのものですか。
福祉こども課長	これを作成した時には、書類選考という考えはなかったものですから、どこかの段階で採点表方式を採用するのであれば、こういったものでどうでしょうかというものです。
委員	例えば、財務状況なんかは、財務諸表等、専門的な視点で精通してみえる委員さんに見ていただいて、レクチャーを受けてそれを採点するより仕方ありませんね。
福祉こども課長	提出書類に保育計画があり、これが結構重要だという議論があったかと思いますが、それは採点項目にあげて、委員さんの評価をしていただいてもいいのかなと思います。
委員	応募理由やアピールしたいことなどが重要ですね。採点結果については、公表するのですか。
福祉こども課長	委員さんのご意向をお伺いできればと思います。
委員	やはり法人の選定に当たっては、説明責任を要しますので、項目に沿った中での評価はいかがでしょうか。例えば18ページの事業計画の下段辺りからですが、「苦情解決制度について」から「個人情報の取り扱いについて」の5項目を入れるとか。
委員	例えば、法人が複数経営しているといいのか、1園しか運営していないからいけないということはなく、これは点数化できませんよね。法人の財務諸表等を含めて、いかに健全な運営をしているかを見極めなければなりません。
福祉こども課長	そうすると、一項目追加ですか、法人の健全化ということを…。
委員	一番見たいのは、法人の経営状態のところだと思います。
藤原委員長	ただ、基本理念は要りますよね。法人が何を目指しているのかという部分は必要でしょう。
委員	だから、16、19、20ぐらいはあっていいと思いますが。
藤原委員長	熱意はどこで見ますか。
委員	プレゼンで、話があればわかるが、文章ではわからないかもしれない。

	でも、必要な項目とは思いますが。
藤原委員長	全体の印象で判断するしかないでしょう。各項目見ているわけですから。
福祉こども課長	法人については、17、18はカットして、16、19、20は残すことでよろしいですか。
藤原委員長	20はどこに該当するかわかりません。
福祉こども課長	20はヒアリング等のやり取りの中で、感じられる印象ぐらいの判断になると思います。書類ではなかなか読み取れないと思いますけど。
藤原委員長	ヒアリングを聞いて、熱意を測定するわけですね。
委員	評定項目がありますけど、評定基準をどこら辺にするか、ある程度持ってないと評価できませんね。熱意でやるのか、意欲・関心でやるのか、計画性でやるのか、そういうものを基に、基準を持って読み取らない限り、出来ないと思いますが。それぞれ皆さん持っておられると思いますが、それを念頭に置いておかないと、この「劣る」とか「やや劣る」とか、その中にそういうものが含まれるようにやっていかないといけないなと思います。難しいなと思っておりますが…。
藤原委員長	ここはですね、言い始めると多分キリが無くなると思いますので、それぞれ委員の皆様の見識をお借りしながら、判断をして頂くという事にしましょう。
委員	それともう一つ採点表とは別に、自由記述の欄を一つ設けて頂くと、ここには出せない部分での評価、各委員の思いというものが、自由記述の欄に出てくると思う。
藤原委員長	所見という欄ですね。
委員	そうですね。所見です。
福祉こども課長	それも最終的な判断基準になるということですか。
委員	はい。例えば同点という場合があるじゃないですか。そういったときにこの自由記述の欄、所見のところ、どちらを取りましょうという時の一つの判断になってくるかと思います。やはり、公開した場合にも、申請された法人に対しても、そういうコメントがあることに対して、すごく慰められる部分もあるといいと思います。そういった時にでも、ただ点数だけで、あなたのところはこの評定でしたよというのではなく、「こういうところが良かったと思いますが、ここが残念でした」というような委員としての生の言葉が入ってくることによって、申請した側に対して、私たちの思いとか、誠意といったものが伝わっていくのかなと思います。
藤原委員長	いい意見ですね。我々の全体を通しての所見、感想、自由記述の欄を

	設ける。そういうことで委員の皆さんのご了承を頂ければ、そういうことにしましょう。
藤原委員長	では、大方のところ意見がまとまった気がしますが、先程、日を改めて基準についての論議と提案しましたが、今、この場で概ね意見を頂いたということで、今度お会いする時は、11月20日を第4回目の委員会、選定委員会とさせていただきますに変更させていただきますよ。よろしいでしょうか。
福祉こども課長	それで、最初の予定と少し変わってきましたが、応募法人によって、20日が書類選考になってくる可能性があるという事を踏まえてということではよろしいでしょうか。
藤原委員長	はい、時間が長くなるかもしれませんが、そういった事を理解して頂いて、汗を流そうという事にしましょうか。
福祉こども課長	もう一度確認しますが、応募法人がいくつでも書類選考をやるということでしたよね。20日はまず、応募法人がいくつであろうが書類選考をすることが1点ですね。予定として。
藤原委員長	それ以前に書類選考の中で、基準をクリアしているかどうかについての調査は行って頂いて、これは応募はしているけどもいくつかの欠落があったり、基準を満たしていないものは、はねていただいて、それをクリアしたのに対して、書類選考を我々がしていくということで、事務局の方で少し最低限のセクションをして頂くということですね。
福祉こども課長	書類選考の仕方はどうなりますか。
藤原委員長	投票でということですね。
福祉こども課長	そうですね。ですから、それを投票するにあたって、書類を全部読むということが必要になるということですね。
委員	でも、数にもよるという話でしたね。例えば応募が5つあったとすると、しっかり選考というよりは、「こういうところが応募したのね」という感じにもなりますよね。
藤原委員長	まずですね、エントリーした法人の一覧表を作って頂いて、その中で、事務局がチェックしたもので、書類上不備がないかという確認をしてください。そして、投票の仕方ですけども、各委員の皆様が読んで頂いて後に判定をして頂くわけですけど、ふさわしいと思う法人を8つ「○」をつけて頂いて、それを集計して「○」がたくさんあった法人、最大9点ある法人から8つ選ぶとことにしませんか。
福祉こども課長	実はですね、前回確認をして頂いたときに、既に20日がご都合が悪いという委員さんがみえると聞いておりますが…。

藤原委員長	20日までに、ご都合のいい日に来て頂いて、自己採点をして頂いたものをこちらに出して頂く。それを合わせて9票で、9人の委員の総意という事にさせてもらえませんか。
福祉こども課長	それは、みなさんが御了解いただければ。
藤原委員長	ただ、それ以上の委員さんが休まれるということだと、これはちょっと考えないといけませんか。
福祉こども課長	事前に委員さん一人ご都合が悪いと聞いておりましたが、その他の委員さんは、20日は都合がいいと思っておりますので。
委員	それでは、20日の日は書類選考を委員さんにして頂くことが1点です。
藤原委員長	すいません、20日について応募数が8を下回った場合は、書類選考をしなくてもいいわけですね。絞り込む必要がないわけですから。
福祉こども課長	それは、2日の時点である程度分かるかもしれませんがね。2日に現地を見に来る法人で読めるかもしれませんがね。8を超えると16日まで分かりませんが。そこで、8を超えなければ、書類選考はなしということで。
藤原委員長	ただ、その中でプレゼンが控えていますので、それに向けての、例えば質問事項だとか、出てきた書類を見ながら確認をしていくとか。プレゼンの中で、誰がどの様な質問をするのか役割分担を決めるということがありますから行いましょう。
福祉こども課長	はい、どちらにしても20日はそういった意味で当初の予定どおりで。それと今、審議していただいた採点表について少しご意見を頂きましたので、それを踏まえて直したものを20日にお出しするということがよろしいですか。確認ぐらいの意味になると思いますが。
藤原委員長	その採点表は、プレゼンが終了後にするわけですね。書類とプレゼンを併せて採点ということでもよろしいですね。
福祉こども課長	そうすると、プレゼン後、採点で最終選考も採点でもよろしかったですか。
委員	トータル採点じゃないですか、プレゼンはプレゼンで採点するのですか。
委員	二つに絞り込まないといけませんよね。
委員	そうですか。それで、二つに絞り込むところでは、プレゼンの中身で採点になりますよね。
健康福祉部長	今、採点表で見て、上位2法人をとということになります。
福祉こども課長	それで、最終も採点表でということですね。

藤原委員長	そうですね。
委員	最終は現地を視察した後に採点ということですね。難しいですね。一度プレゼンで採点しているわけですよね。それで現地を見て、採点しようがないですね。2つから1つ選ぶには、話し合いながら意思を固めていくことですかね。
藤原委員長	でも、客観的な判断としては、意見交換はするけれども、数値で、Aが勝っていたのに、最後のプレゼンを聞いたときに、ひっくり返ったということがあり得る時の説明責任をどうするかですよね。
委員	少なくとも、プレゼンが終わったときは採点で、2つ絞り込みますよね。その時に上乘せする形で現地視察の分を加点できればいいんじゃないですか。
藤原委員長	そうですね。それがいいです。
福祉こども課長	そうすると、現地での採点表が要りますよね。
藤原委員長	現地視察の評価項目が必要ですね。
福祉こども課長	現地視察の項目で何点というものですか。
藤原委員長	トータルで何点といったものが。
福祉こども課長	それは、最後に2法人に絞ったときに、それとも最初に現地視察ということで採点表に入れ込んでおいたほうがいいのでしょうか。
藤原委員長	どちらでもいいです。最初はなくていいと思います。
委員	後は加点をどういうマニュアルにするかということですよね。
福祉こども課長	例えば、今、4段階方式ですが、最後の現地視察は、評点に少し掛けるということもありかなと思います。
藤原委員長	ボーナスポイントが付いているかというような…。
委員	それが、付くかどうかということですよね
委員	差がついているとどうなのでしょう。プレゼンで差が付いてしまうと、2つ選んでも…ということがあるのではないのでしょうか。
委員	逆にそうやって書類審査をしておいて、現地視察をして逆転するということはほとんどないことでしょう。書類審査というのは、それこそ厳密でなければいけないのに、「行ってみて、変わりました」では、ちょっと有り得ないのではないのでしょうか。
委員	例えば、書類に作文を書いて来るということは、それをやってくれるのという前提だと思います。 実態について、「こういうことをやりますよ」というような理念を書いてくれば、それはそのとおり実行してくださればいいはずですよね。
委員	「現地視察」という言葉が入っている以上は、嘘は書けませんから、

	大丈夫だと思います。
福祉こども課長	考え方としては、プレゼンの採点に何らかの現地視察の点数を加点するという総合点で最後は選ぶという考え方でよろしいですね。 では、現地視察の加点については、もう少し先で議論をしていただき、考え方としては、最終選考も採点でという事でよろしいでしょうか。
委員	はい。
福祉こども課長	採点表のところなのですが、職員については何も意見がありませんでしたが、このままでいいということではよろしかったでしょうか。 法人と保育のところは、ご意見をいただいたのですが、職員のところは、特にご意見がなかったということで、このままでいいということで理解させていただいてよろしいでしょうか。
藤原委員長	基本は、ここに掲げている項目に準拠した採点表を作って下さいのことですから、これに沿いながらピックアップした項目を作成するという事でいかがでしょうか。これをみて増えるかもしれませんが、これは一任します。
福祉こども課長	はい。
委員	11番の代表者は園長ではないのですよね。経営者の方でしょうか。
委員	プレゼンに出て来られる方と捉えてはどうでしょうか。
委員	たぶん違いますね。
委員	代表者となると…。
委員	理事長の履歴書を出すのですよね。いるかどうかはわかりませんが。
福祉こども課長	プレゼンに出てきていただける方は、ある程度、指定するかどうかということですが、その辺は指定しないで任せるという事でいいでしょうか。
委員	指定をするとすれば、施設を代表する人と次期園長候補者と必要とする人の3名ぐらいになるのではないのでしょうか。
福祉こども課長	逆に言うと募集要項に謳っておいた方がいいのでしょうか。
委員	もし指定すると言うのなら、10人も20人もだと困りますし、是非この人に来て欲しい、より園長候補者として自分がどんな保育園を運営したいのかメッセージが聞きたいと思いますよね。ですから、そういうことについてのプレゼンの中身については、説明会に来ていただく11月2日に現地説明会の中で伝えていただくということで、あえて要項に書かなくてもいいと思います。
福祉こども課長	11月2日の現地説明会の前に、プレゼンの出席者とかをお聞きしておいた方がいいのでしょうか。

藤原委員長	説明会に来るところを、エントリーとして見做すとなっているわけですから、説明会で説明すればいいのではないのでしょうか。
委員	パネルなど使って、自園のアピールをするところもあるかもしれないですね。代表者の方が来ないかもしれません。中身が分からないかもしれません。園長さんが来て、現場の人が来ないとアピールができないかもしれませんよね。
福祉こども課長	園長候補者の出席というのは、なかなか厳しいですね…。
委員	園長候補者又は、自分たちが目指す保育を語ってくれる人がいいわけですね。「概ね20年以上の人と限られていて、園長候補者のアピールを一つ作って欲しいのですが」と言えば「誰にする?」といって、大急ぎで話をするでしょう。「園長候補者の履歴を出してくれ」と、早い段階からそういった思いを言って用意をしてみましたので、もし、園長候補者と言った時に「まだ、うちは決まっています」というところがあっても構いませんということにしておけばいいのではないのでしょうか。人数や時間は3人までで、発表時間は15分以内とか。
委員	20分か15分がいいですかね。
委員	30分も40分もあっては大変ですので、質疑応答を含めて60分でどうですか。
福祉こども課長	そうですね
委員	20分を限度にしたらどうですか。
福祉こども課長	説明は、概ね15分、質疑応答を含め1法人1時間というぐらいの目安でいいですね。 そうすると、大体、協議事項としては、本日たくさんご協議いただきましたので、確認だけさせていただきます。 まず、募集要項案についての改訂部分は、園長は10年以上のところを、概ね20年に改訂するということが1点、それから、8番の移管先法人決定までのスケジュールの中に、5番の後に(6)として、書類選考平成24年11月20日(火)、(6)が(7)になって、2次選考で、(7)が(8)になって、2次選考通過者によって現地訪問、最後(8)が(9)になって、最終選考、その下の「※印」の第2次選考のプレゼンテーションを公開します…というような変更でよろしいですね。 それから、同じく6ページの10番、大口町立中保育園視察及び説明会の表現の最後に申し込みをされる法人は、必ず出席のこと。ということを追記する。 以上ですかね、変更内容としましては。あと、意見募集の個々の意見

	<p>に対しての回答は、先程修正をいただいたことを直して公表していくということでよろしかったですね。</p> <p>移管先法人の選定方法については、先程の書類選考は申し込みが8法人以下であれば、選考ではなくてプレゼンに向けての書類確認、いずれにしても集まっていたということですね。</p> <p>選定方法としましては、プレゼンの時も採点表を使う、現地確認もさらに採点をしてその部分に加点をして最終選考も点数方式で選ぶということですね。</p> <p>それから、11月2日の中保育園の現地説明会では、プレゼンの出席者の説明をする。特に園長候補者に出席を求めて3人まで、プレゼンについては、説明が15分以内、質疑応答を含めて1法人1時間という形でよろしかったですか。</p> <p>次回の会議は11月20日で、書類選考と書類確認、今日協議していただきました採点表を確認していただくということでもよろしいでしょうか。</p>
委員	プレゼンは公開ですか。例えば、2つ選ばれますよね…。
福祉こども課長	第2次のプレゼンは、公開を考え、最終選考は、公開というようには考えてはおりませんが、その辺はいかがでしょうか。最終選考も法人を呼ぶか呼ばないかというところもまだ結論が出ていませんが…。
委員	8法人から2法人に選んだら、選んだところに対して通知をします。通知の内容は現地視察ですよ。
福祉こども課長	<p>第2次選考の結果、貴法人を選考させて頂きましたという旨で、つきましては、現地を訪問させていただきたいので…というようなご案内になるのかなと思いますけどいかがでしょうか。</p> <p>現地訪問をして、今のところだと最終選考を設けているのですが、そこに、最終選考の折に、改めて法人に来ていただいて何かを、例えば聞き取りとかなければ、法人に来ていただくことはあえて必要ないのかなと思いますし、最後の最後に委員さんが判断をするのに法人を呼んでということであれば、法人を呼ぶ必要があるのかなと思いますけど。</p>
藤原委員長	<p>今の話の流れで行けば、プレゼンをして2つ3つに絞られたことにより、現地視察の中で、現地でさらに聞きたいことがあったら質問をするということでしょうか。</p> <p>書類を提出してもらう時に郵送またはとありますが、不備があった場合はどうなりますか。</p>
福祉こども課長	11月16日が締切で、最低20日に皆さんに見ていただくということで、その間に届けていただくという形で対応できればなと思っています。

	ます。
藤原委員長	不備があったからといって落選ではなく、敗者復活戦ではないですが事務局の配慮により書類が満了という形にさせていただくということでお願いしたいと思います。その他事項では何かありますでしょうか。
福祉こども課長	今後の日程という事で、先程言いました一部改訂を含めて要項を固めましたので、当初の予定通り16日来週の火曜日に募集要項をホームページにアップ、それから窓口用に紙ベースで用意をさせていただきたいと思います。それと、前回の会議で話があったのですが、対象法人に対しての周知方法ですが、愛知県内の法人につきましては、全ての法人に対して、通知文書を出します。そして、東海3県下が対象ですが、他県市町村につきましては、大口町から半径20キロを目安とした市町村についてのみ、愛知県内と同様に通知を出させていただきます。それ以外の市町村の法人に対しての周知の方法につきましては、岐阜県、三重県におけるそれぞれの協会や連盟などを通して、周知いただく依頼をしていきたいと思っています。送付数としては、愛知県内が532法人、半径20キロ程度の三重県は0、岐阜県は各務原市や可児市を始め、この近辺で135法人、合計667法人に郵送をする予定です。 このような形で週明けにでも周知していこうと思っています。 後、募集要項の所で、児童福祉施設最低基準の3ページ6番(1)と、(5)にありますが、「最低基準」の記述は削除してください。児童福祉施設の設備及び運営に関する基準ということでお願いします。
藤原委員長	その他はよろしいでしょうか。
福祉こども課長	事務局としては、以上です。
藤原委員長	それでは、長時間にわたり、熱心なご議論を誠にありがとうございました。本日はこれで散会といたします。